県土整備部発注工事におけるICT活用工事(ICT作業土工(床掘))の試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部が発注する工事において、「ICT活用工事(ICT作業 土工(床掘))」(以下、「ICT作業土工(床掘)」という。)を試行するために、必 要な事項を定めたものである。

(ICT活用工事)

第2条 I C T 作業土工 (床掘) とは、以下に示す施工プロセス (①~⑥) において I C T を活用する工事とする。 I C T 作業土工 (床掘) は I C T 土工の関連施工工種として実施することとする。

【施工プロセス】

① 3 次元起工測量

起工測量において、下記1)~3)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。ただし、ICT ±工の起工測量データ等を活用することができる。

- 1) 空中写真測量 (無人航空機) による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) その他の3次元計測技術による起工測量
- ②3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、ICT建設機械による施工を行うための3次元設計データを作成する。

- ③ICT建設機械による施工
 - ②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1)
- ~2) に示す技術(ICT建設機械)により施工を実施する。
 - 1) 3次元マシンコントロール (バックホウ) 技術
 - 2) 3次元マシンガイダンス (バックホウ) 技術
- ④3次元出来形管理資料等の作成
 - ICT作業土工(床掘)は対象外
- ⑤出来形確認及び検査
 - ICT作業土工(床掘)は対象外
- ⑥納品
 - ②による3次元設計データを工事完成図書として納品する。

(対象とする工事)

- 第3条 I C T 作業土工 (床掘) は、I C T 土工発注工事のうち、作業土工 (床掘) を含む 発注工事を対象とする。
 - 2 ICT土工における関連施工種とするため、ICT作業土工(床掘)単独での発注 及び単独での実施は行わない。

(ICT活用工事の実施手続)

第4条 I C T 作業土工 (床掘) の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に監督員と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。

(試行対象工事の報告)

第5条 ICT作業土工(床掘)を実施する際は、監督員から技術企画課へ連絡することとする。

2 技術企画課は、概ね四半期毎に発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。

(設計変更)

第6条 I C T 土工の関連施工種とするため、「県土整備部発注工事における I C T 活用工事 (I C T 土工)の試行要領【発注者指定型】」または「県土整備部発注工事における I C T 活用工事 (I C T 土工)の試行要領【受注者希望型】」による。

(監督・検査)

第7条 ICT作業土工(床掘)を実施した場合の対象工種の監督は、国土交通省が定めた「ICT作業土工(床掘)に関する基準」により行うものとする。

表1 ICT作業十工 (床掘) に関する基準

大工工工工工厂, 11年17年17年17年17年17年17年17年17年17年17年17年17年1		
施工	1	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)
	2	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
	3	TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)
	4	TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)
	5	RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)
	6	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)
	7	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)

附則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。